

佐世保市の補助金制度

佐世保市には、次のような独自の補助金制度があります。どうぞご利用ください。なお、補助金を受けることのできる要件や補助額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

自治会・町内会向け

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
里道及び公衆用道路事業交付金	里道(公衆用道路を含む)を安全に通行することを目的として行う舗装工事等の一部を交付します。	自治会、町内会等	実施設計額の7割以内 ただし、公衆用道路で災害時(国の採択基準による)の場合は10割以内	道路維持課 Tel0956-24-1111 内線 2946~2947 メールアドレス douroiji@city.sasebo.lg.jp
草刈り除草奨励金	市道を安全かつ快適に通行することを目的とする草刈り除草に対して、奨励金を交付します。	自治会、町内会等	1㎡当たり20円	道路維持課 Tel0956-24-1111 内線2941,2944,2948 メールアドレス douroiji@city.sasebo.lg.jp
佐世保市水路整備事業交付金	対象水路は公団上青線(水路)ではないが、それに準ずる水路で、かつ、現在、公共の用に供しているもので、市街化区域内及び都市計画区域として政令で定められない住宅密集地、地目が用悪水路となっているもの	自治会、町内会等	実施設計額の7割以内 10戸以上の集落地からの流水による水路の整備費の一部を交付します。	道路維持課 Tel0956-24-1111 内線 2946~2947 メールアドレス douroiji@city.sasebo.lg.jp
町内・自治会集会所等施設整備補助金	公民館、集会所等の施設整備費の一部を補助します。	自治会、町内会等	新築は補助率1/3、上限800万円 増改築、修繕・施設敷地隣接の駐車場整備は補助率1/3、上限266万円 施設の上下水道設備整備は補助対象事業費の1/3、上限50万円 設備備品整備は補助率1/3、上限50万円 ただし、町内放送設備を含む場合は上限70万円 掲示板整備は補助率1/3、上限8万円	コミュニティ・協働推進課 Tel0956-24-1111 内線 2252~2254 メールアドレス comkyo@city.sasebo.lg.jp
防犯灯維持費(電灯料)補助金	自治会、町内会等が所有する防犯灯の電灯料相当額を補助します。	自治会、町内会等	前年度の実績に対する補助で、一律10W(LED防犯灯相当)区分単価で補助をする。(年1回)	市民安全安心課 Tel0956-24-1111 内線 2266~2267 メールアドレス simian@city.sasebo.lg.jp
地域防犯活動事業補助金	町内会等、防犯ボランティア登録団体が行う防犯活動に要する物品の購入費等の一部を補助します。	自治会、町内会等、防犯ボランティア登録団体	補助率は1/2で上限5万円 複数の町内会等で申請の場合は1町内会あたり上限3万円 ※3年に1回に限り補助金を交付	

<p>敬老会助成金</p>	<p>高齢者の長寿をお祝いする敬老会等の敬老行事を開催した場合、助成金を交付します。</p>	<p>自治会、町内会等</p>	<p>補助対象経費を上限として、次の計算式により算出した金額を比較し、多い額を助成金として交付します。ただし、②を用いる場合、対象者の名簿の提出が必要です。 ① 世帯数×自治会等の代表者の居住する町の70歳以上人口率×14円 ② 70歳以上者人数×600円</p>	<p>健康づくり課 Tel0956-24-1111 内線 5532 メールアドレス kenkou@city.sasebo.lg.jp</p>
<p>資源集団回収報奨金</p>	<p>資源の集団回収を実施する団体等に対して、報奨金を交付します。</p>	<p>自治会、町内会等</p>	<p>資源回収業者が買い上げ等を行った量に応じて交付。 ① 古紙類・空き缶類:5円/kg ② 空きびん類:5円/本</p>	<p>廃棄物減量推進課 Tel0956-32-2428 内線 7210-51～56 7210-64 メールアドレス recycl@city.sasebo.lg.jp</p>
<p>ごみステーション整備補助金</p>	<p>ごみステーションの整備促進を図るため、整備費の一部を補助します。</p>	<p>自治会、町内会等</p>	<p>・不燃ごみ・資源物ステーションが経費の2/3、上限40万円 ・可燃ごみステーションが経費の2/3、上限5万円 ① 設置場所は収集作業が行い易い場所であること。 ② 土地所有者及び隣接住民の承諾を得ていること。</p>	<p>教育委員会教育総務部社会教育課 Tel0956-24-1111 内線 3123 メールアドレス syakai@city.sasebo.lg.jp</p>
<p>まちづくり促進事業費補助金</p>	<p>佐世保市のまちづくり活動及び生涯学習活動の基盤である自治会、町内会等の振興を図ることを目的として、①体育・レクリエーション活動、②文化活動、③ふるさとづくり活動、④研修活動に対し、活動費または事業費を補助します。</p>	<p>自治会、町内会等</p>	<p>世帯数に応じ、次のとおり交付します。 世帯数99以下 15,000円 " 100～599 20,000円 " 600～999 25,000円 " 1,000以上 30,000円</p>	<p>水道局水道維持課 Tel0956-24-1151 内線 3534 メールアドレス suiiji@city.sasebo.lg.jp</p>
<p>上下水道管理設道路整備補助</p>	<p>里道(公衆用道路)、水路、農道等に上下水道管が埋設されている道路等の整備を行われる場合、市補助金交付対象事業(里道補助)については補助します。</p>	<p>自治会、町内会等</p>	<p>総事業費から市補助金額を差し引いた地元負担額の1/2。上下水道管の保護及び事故防止や維持管理の推進を図られるもの。</p>	<p>水道局下水道事業課 Tel0956-24-1151 内線 3552 メールアドレス suiges@city.sasebo.lg.jp</p>

<p>給水本管等布設替工事補助金</p>	<p>経年化した個人所有の給水本管等の布設替え工事に対し補助します。</p>	<p>給水区域内の給水本管等の所有者等</p>	<p>1 給水本管及び給水管は布設後原則25年を経過していること。 2 給水管は配水管から直接其々に分岐され、2世帯以上の使用者へ給水が行われていること。 3 給水本管は給水本管寄付採納事務要綱第4条第2項に該当していないこと。 4 集合住宅等へ専用に取り込まれた給水管でないこと。 5 給水本管等は公道又は公道に準じる道路に布設されているもので、維持管理等に支障がないと認めたもの。 6 公道に準じる道路に布設されている場合は、給水本管布設後の土地所有者等の埋設承諾書が提出されること。 工事費用の一部:1/2補助</p>	<p>水道局水道維持課 Tel0956-24-1151 内線 3540 メールアドレス suiiji@city.sasebo.lg.jp</p>
<p>バス待合所整備補助</p>	<p>バス待合所の修繕及び新設の他、ベンチ設置等、利用者の利便性向上を図る整備のため、補助対象要件に該当する市内バス待合所に係る経費の一部を補助します。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者又は町内会等</p>	<p>・補助の対象 (1) 市が進める交通施策における交通結節点となる主要バス停に係る経費 (2) 老朽化等により緊急に安全対策を施す必要があると市が認めたバス停に係る待合所 (3) その他、市が必要と認めたバス停に係る待合所 【一般乗合旅客自動車運送事業者】 (1) は経費の8割を限度とする。 (2) (3) は経費の5割を限度とする。 【町内会等】 (1)～(3)の経費の8割を限度とする。 ※新規設備の場合、設置要件を確認の上、申請者において関係各機関と運用面及び安全面等の合意を得てください。また、設置後は申請者の維持管理となりますのでご注意ください。</p>	<p>地域交通課 Tel0956-24-1111 内線 2777 メールアドレス koukou@city.sasebo.lg.jp</p>